

改正後							説明
別表第1 (第2条関係)							項の削除
番号	名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管理者	個 数	
1 から 69 まで (略)							
<u>70</u>	出納 員印	古印 体	方 20	出納事務用	出納員である <u>教育部生涯学 習スポーツ課 歴史文化財担 当課長</u>	1	
<u>71</u> から <u>78</u> まで							項の繰上げ
別表第2 (第2条関係)							項の削除
(1)から(69)まで (略)							

(70)

担	出	武	歴
	納	蔵	史
		野	文
当	員	市	化
			財

(71)から(78)まで

項の繰上げ及び  
改正

項の繰上げ